

平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計結果

佐賀県の概要

目 次

I	居住期間.....	- 1 -
1	居住期間.....	- 1 -
2	市町別 居住期間.....	- 2 -
3	年齢別 居住期間.....	- 4 -
4	就業状態別 居住期間.....	- 5 -
II	母子世帯・父子世帯.....	- 6 -
1	母子世帯・父子世帯.....	- 6 -
2	母子世帯.....	- 8 -
3	父子世帯.....	- 10 -
III	親子の同居・非同居.....	- 12 -
1	親との同居.....	- 12 -
	用語の解説.....	- 14 -



佐賀県 総務部 統計分析課

お問い合わせ先

佐賀県 総務部 統計分析課 調査分析第一担当

電 話：0952-25-7184

F A X：0952-25-7298

I 居住期間

1 居住期間

平成27年の佐賀県の総人口(832,832人)を居住期間別にみると、「出生時から」が147,998人(総人口に占める割合18.20%)となっており、約2割の人が出生時から居住の場所が変わっていない。一方、出生時に住んでいた場所と異なる場所に住んでいる人のうち、現在の場所に居住する期間が「1年未満」は48,475人(同5.96%)、「1年以上5年未満」は129,481人(同15.92%)、「5年以上10年未満」は97,014人(同11.93%)、「10年以上20年未満」は124,030人(同15.25%)、「20年以上」は266,198人(同32.73%)となっている。

前回調査の平成22年と比べると、「出生時から」が2,143人(1.47%)の増加となっているものの、「1年未満」が327人(0.67%)の減少、「1年以上5年未満」が2,500人(1.89%)の減少、「5年以上10年未満」が2,239人(2.26%)の減少、「10年以上20年未満」が9,010人(6.77%)の減少、「20年以上」が9,686人(3.51%)の減少となっている。

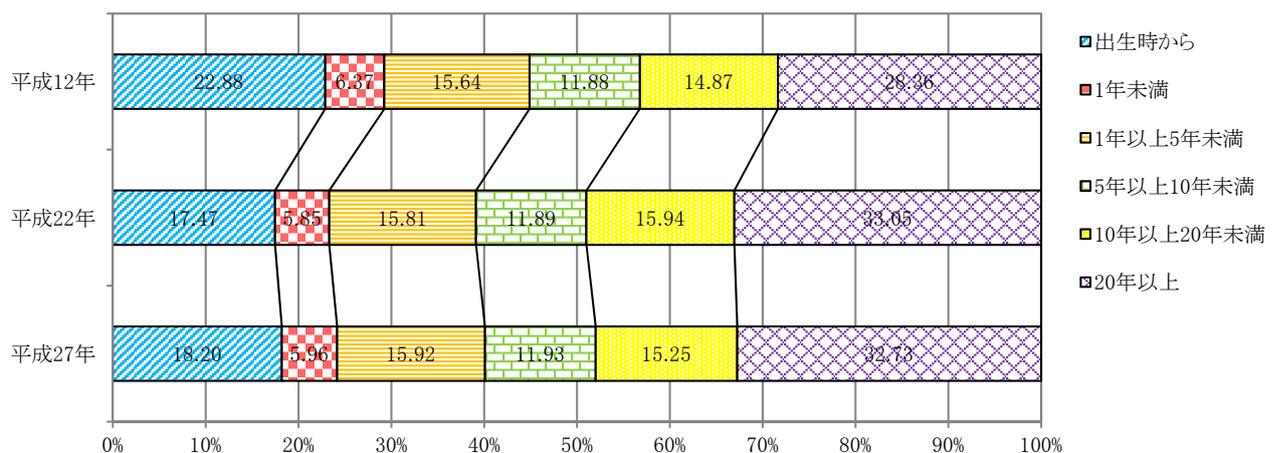
全国と比べると、佐賀県は「出生時から」の割合が高く、全国平均13.76%を上回り、全国順位13位となっている。

表－1 居住期間別人口の増減

	平成27年		平成22年		対前回	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数	832,832	100.0	849,788	100.0	△16,956	△2.00
出生時から	147,998	18.20	145,855	17.47	2,143	1.47
1年未満	48,475	5.96	48,802	5.85	△327	△0.67
1年以上5年未満	129,481	15.92	131,981	15.81	△2,500	△1.89
5年以上10年未満	97,014	11.93	99,253	11.89	△2,239	△2.26
10年以上20年未満	124,030	15.25	133,040	15.94	△9,010	△6.77
20年以上	266,198	32.73	275,884	33.05	△9,686	△3.51

注) 総数には居住期間「不詳」を含む。

図－1 居住期間別人口割合の推移(平成12年、平成22年、平成27年)



注) 平成17年は、居住期間に係る調査項目がなかったため不詳。

2 市町別 居住期間

市町別の居住期間別人口は表－2のとおりである。

表－2 市町別 居住期間別人口(平成 27 年)

	総数	出生時から	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	人	人	人	人	人	人	人
佐賀県計	832,832	147,998	48,475	129,481	97,014	124,030	266,198
市部計	689,229	116,862	41,333	110,977	82,765	104,380	214,273
郡部計	143,603	31,136	7,142	18,504	14,249	19,650	51,925
佐賀市	236,372	31,384	17,007	44,368	29,397	36,107	68,583
唐津市	122,785	23,854	6,371	16,746	13,970	18,436	40,491
鳥栖市	72,902	8,530	5,010	14,316	11,442	11,907	17,940
多久市	19,749	3,769	868	2,436	2,127	3,079	7,322
伊万里市	55,238	11,116	3,228	8,269	6,527	7,854	18,095
武雄市	49,062	10,351	2,538	6,783	5,074	6,391	16,648
鹿島市	29,684	6,686	1,374	3,713	2,900	4,070	10,810
小城市	44,259	8,257	2,008	6,218	5,284	7,885	14,360
嬉野市	27,336	6,372	1,479	3,863	2,531	3,650	9,378
神埼市	31,842	6,543	1,450	4,265	3,513	5,001	10,646
神埼郡	16,411	2,379	1,210	2,889	2,178	2,619	4,707
吉野ヶ里町	16,411	2,379	1,210	2,889	2,178	2,619	4,707
三養基郡	52,062	8,871	2,752	7,323	5,470	8,075	19,140
基山町	17,501	2,493	964	2,461	1,652	2,831	6,714
上峰町	9,283	1,407	499	1,619	1,377	1,561	2,818
みやき町	25,278	4,971	1,289	3,243	2,441	3,683	9,608
東松浦郡	5,902	2,131	198	582	460	613	1,913
玄海町	5,902	2,131	198	582	460	613	1,913
西松浦郡	20,148	3,997	912	2,549	2,054	2,861	7,757
有田町	20,148	3,997	912	2,549	2,054	2,861	7,757
杵島郡	40,301	11,008	1,786	4,479	3,494	4,622	14,801
大町町	6,777	1,132	309	744	724	983	2,817
江北町	9,583	2,273	589	1,461	1,010	1,215	3,026
白石町	23,941	7,603	888	2,274	1,760	2,424	8,958
藤津郡	8,779	2,750	284	682	593	860	3,607
太良町	8,779	2,750	284	682	593	860	3,607

注) 総数には居住期間「不詳」を含む。

表－3 市町別 主な居住期間別人口割合(上位、下位5位)(平成 27 年)

順位	「出生時から」の占める割合				「1年未満」の占める割合			
	上位		下位		上位		下位	
	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)
1	玄海町	36.14	鳥栖市	12.34	吉野ヶ里町	7.57	太良町	3.24
2	白石町	31.80	佐賀市	13.83	佐賀市	7.50	玄海町	3.36
3	太良町	31.34	基山町	14.57	鳥栖市	7.25	白石町	3.71
4	江北町	23.74	吉野ヶ里町	14.89	江北町	6.15	多久市	4.43
5	嬉野市	23.36	上峰町	15.16	伊万里市	5.86	有田町	4.53
順位	「1年以上5年未満」の占める割合				「20年以上」の占める割合			
	上位		下位		上位		下位	
	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)	市町名	割合(%)
1	鳥栖市	20.70	太良町	7.77	大町町	41.99	鳥栖市	25.95
2	佐賀市	19.56	白石町	9.51	太良町	41.10	吉野ヶ里町	29.45
3	吉野ヶ里町	18.08	玄海町	9.87	基山町	39.23	佐賀市	30.23
4	上峰町	17.44	大町町	11.09	有田町	38.53	上峰町	30.36
5	江北町	15.26	多久市	12.43	みやき町	38.07	江北町	31.61

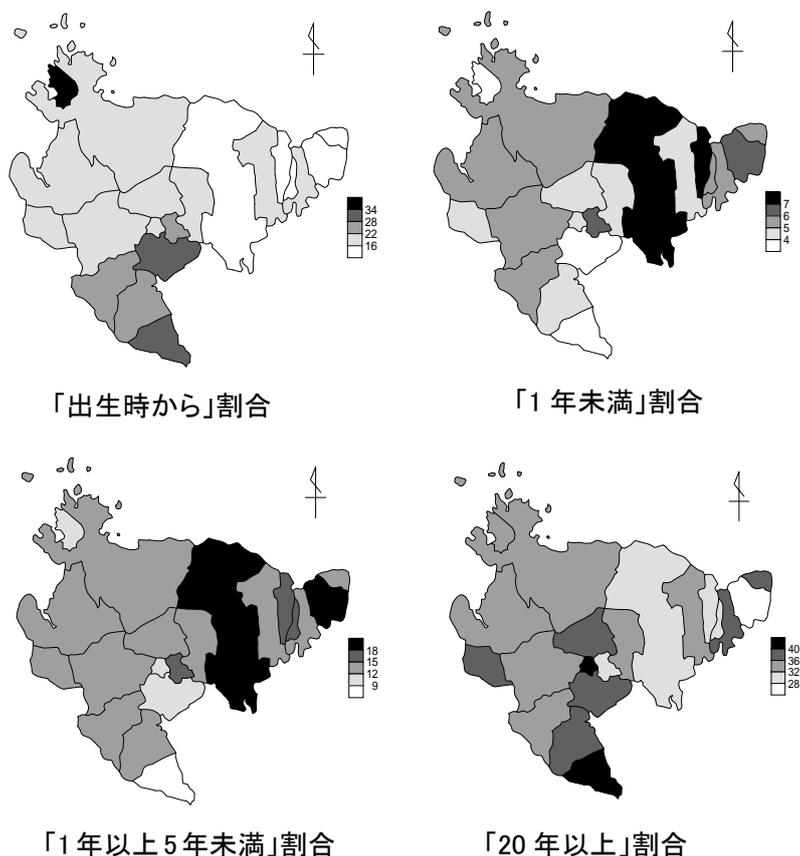
市町ごとの人口に占める居住期間別割合をみると、「出生時から」の占める割合が最も高いのは玄海町(36.14%)で、次いで、白石町(31.80%)、太良町(31.34%)となっている。一方、「出生時から」の割合が最も低いのは鳥栖市(12.34%)で、次いで、佐賀市(13.83%)、基山町(14.57%)となっている。

「1年未満」の占める割合が最も高いのは吉野ヶ里町(7.57%)で、次いで、佐賀市(7.50%)、鳥栖市(7.25%)となった。一方、「1年未満」の割合が最も低いのは太良町(3.24%)で、次いで、玄海町(3.36%)、白石町(3.71%)となっている。

「1年以上5年未満」の占める割合が最も高いのは鳥栖市(20.70%)で、次いで、佐賀市(19.56%)、吉野ヶ里町(18.08%)となっている。一方、「1年以上5年未満」の割合が最も低いのは太良町(7.77%)で、次いで、白石町(9.51%)、玄海町(9.87%)となっている。

また、「20年以上」の占める割合が最も高いのは大町町(41.99%)で、次いで、太良町(41.10%)、基山町(39.23%)となっている。一方、「20年以上」の占める割合が最も低いのは鳥栖市(25.95%)で、次いで、吉野ヶ里町(29.45%)、佐賀市(30.23%)となっている。

図－2 市町別 主な居住期間別人口割合(平成 27 年)



3 年齢別 居住期間

年齢(5歳階級)別の居住期間別人口をみると、表-4のとおりである。

表-4 年齢(5歳階級)別 居住期間別人口(平成27年)

	総数	出生時から	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	人	人	人	人	人	人	人
佐賀県計	832,832	147,998	48,475	129,481	97,014	124,030	266,198
0～4歳	35,910	21,577	4,610	8,890	-	-	-
5～9歳	38,688	13,710	2,890	11,789	9,513	-	-
10～14歳	41,524	12,744	2,073	7,020	11,222	7,701	-
15～19歳	42,542	12,223	2,833	5,905	6,560	14,051	-
20～24歳	35,630	8,163	4,268	8,006	2,763	6,834	4,115
25～29歳	38,615	6,881	5,410	11,859	3,465	3,740	5,704
30～34歳	45,108	6,233	5,283	15,275	7,465	3,586	5,811
35～39歳	50,328	5,789	4,300	13,947	11,487	7,366	6,110
40～44歳	53,459	5,488	2,960	10,500	11,677	13,704	7,768
45～49歳	48,707	5,318	2,031	6,418	7,820	14,616	11,522
50～54歳	50,073	6,347	1,510	4,720	5,279	12,960	18,551
55～59歳	54,852	7,332	1,336	4,170	4,202	10,127	27,040
60～64歳	63,705	8,706	1,257	4,147	4,146	8,649	36,173
65歳以上	229,335	27,485	7,707	16,815	11,412	20,694	143,398

注 1) 総数には年齢「不詳」を含む。

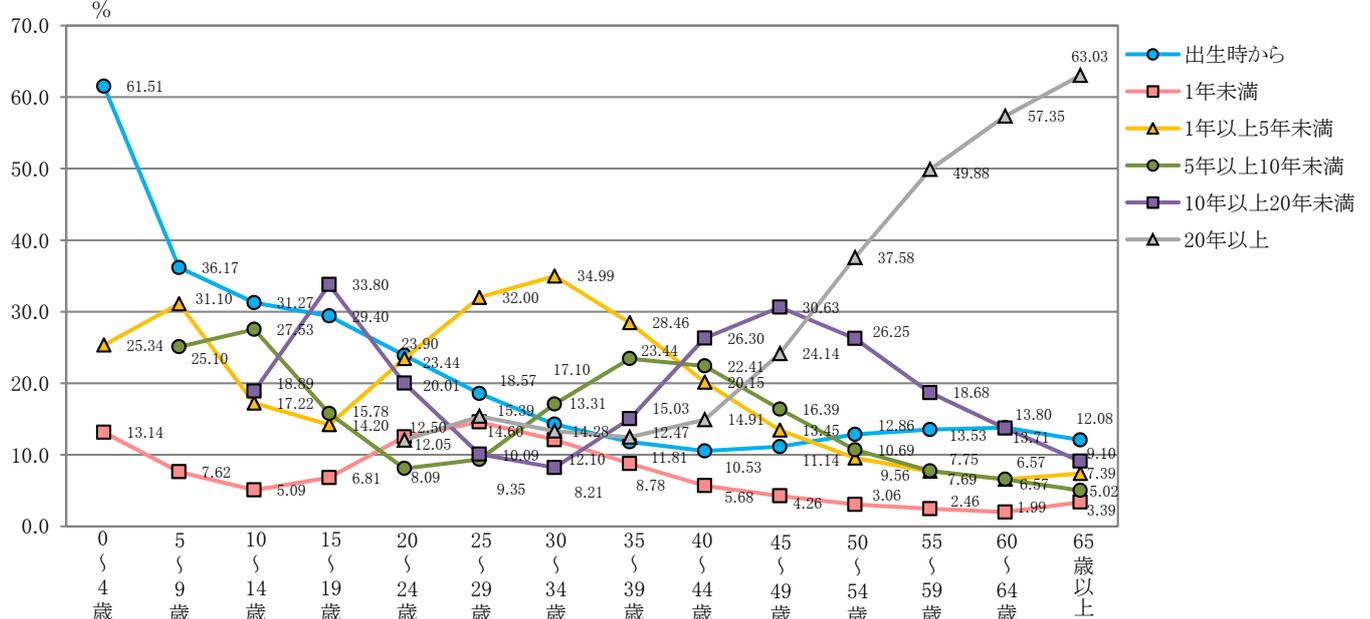
注 2) 総数には居住期間「不詳」を含む。

年齢(5歳階級)ごとの人口に占める居住期間別割合についてみると、0歳から14歳まで及び「20～24歳」の年齢では「出生時から」の割合が最も高くなっており、「15～19歳」及び40歳から49歳までの年齢では「10年以上20年未満」、25歳から39歳までの年齢では「1年以上5年未満」、50歳以上の年齢では「20年以上」の割合が最も高くなっている。

「出生時から」の占める割合は、0歳から44歳までの年齢では階級が高くなるにつれて低くなり、「20年以上」の占める割合は、「35～39歳」以上の年齢では階級が高くなるにつれて高くなっている。

「1年未満」の占める割合は「0～4歳」と「25～29歳」を中心とした2つの山があり、「1年以上5年未満」の占める割合は「5～9歳」と「30～34歳」を中心とした2つの山がある。

図-3 年齢(5歳階級)ごとの主な居住期間別人口割合(平成27年)



4 就業状態別 居住期間

産業(3部門)ごとの15歳以上就業者に占める居住期間別割合をみると、3つすべての産業において「20年以上」が最も高くなっている。第1次産業では「出生時から」が2番目に高く、第2次産業、第3次産業では「10年以上20年未満」が2番目に高くなっている。

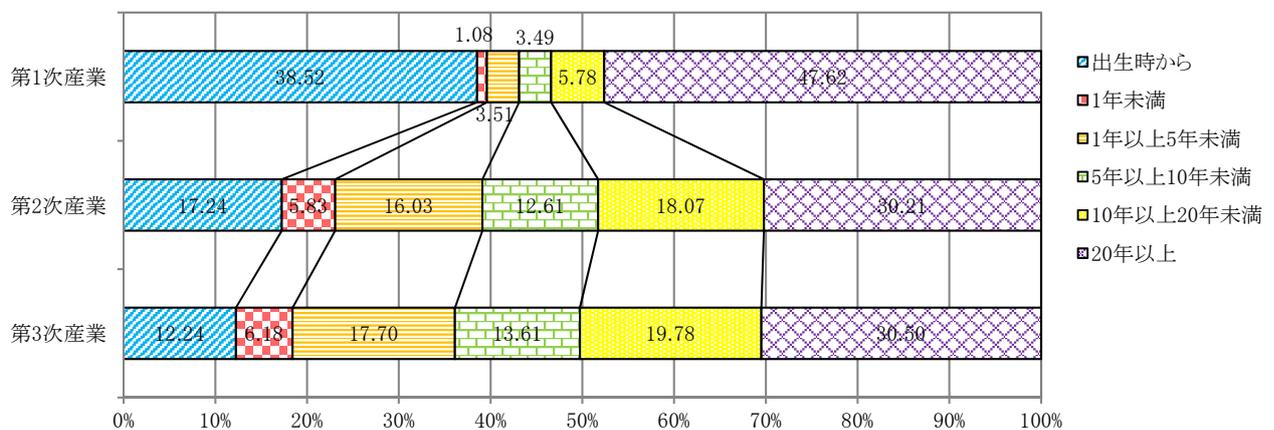
表一五 産業(3部門)別 居住期間別 15歳以上就業者(平成27年)

	総数	居住期間別					
		出生時から	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
総数	410,237	63,768	22,986	65,063	50,521	73,299	129,609
第1次産業	34,634	13,337	374	1,215	1,208	2,001	16,485
第2次産業	96,255	16,583	5,605	15,421	12,131	17,377	29,057
第3次産業	266,782	32,628	16,462	47,180	36,273	52,710	81,282

注 1) 総数には居住期間「不詳」を含む。

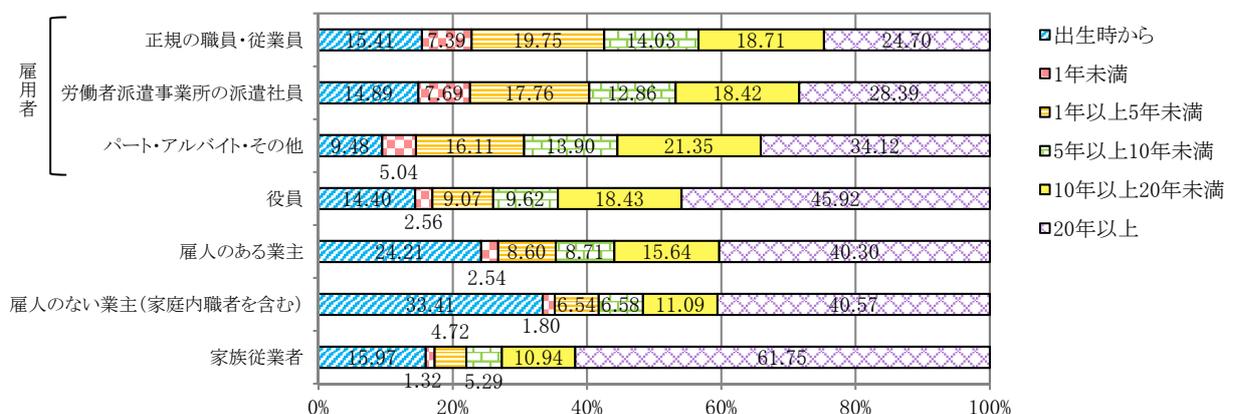
注 2) 総数には「分類不詳の産業」を含む。

図一四 産業(3部門)ごとの居住期間別 15歳以上就業者の割合(平成27年)



従業上の地位ごとの15歳以上就業者に占める居住期間別割合をみると、すべての従業上の地位において「20年以上」が最も高くなっている。また、「雇人のない業主(家庭内職者を含む)」では、他の従業上の地位に比べ、「出生時から」の割合が33.41%で最も高くなっている。逆に、「パート・アルバイト・その他」では、他の従業上の地位に比べ、「出生時から」の割合が9.48%と、最も低くなっている。

図一五 従業上の地位ごとの居住期間別 15歳以上就業者の割合(平成27年)



II 母子世帯・父子世帯

1 母子世帯・父子世帯

佐賀県の一般世帯数(301,009 世帯)のうち、母子世帯は 5,518 世帯(一般世帯数の 1.83%)となっており、平成 22 年と比較して 38 世帯(0.69%)の増加となっている。

また、父子世帯は 521 世帯(一般世帯数の 0.17%)となっており、平成 22 年と比較して 4 世帯(0.77%)の増加となっている。母子世帯・父子世帯の一般世帯に占める割合の推移をみると、母子世帯は平成 7 年から平成 22 年まで上昇を続けていたが、平成 27 年にはわずかに低下したのに対し、父子世帯ではほとんど変化がない。

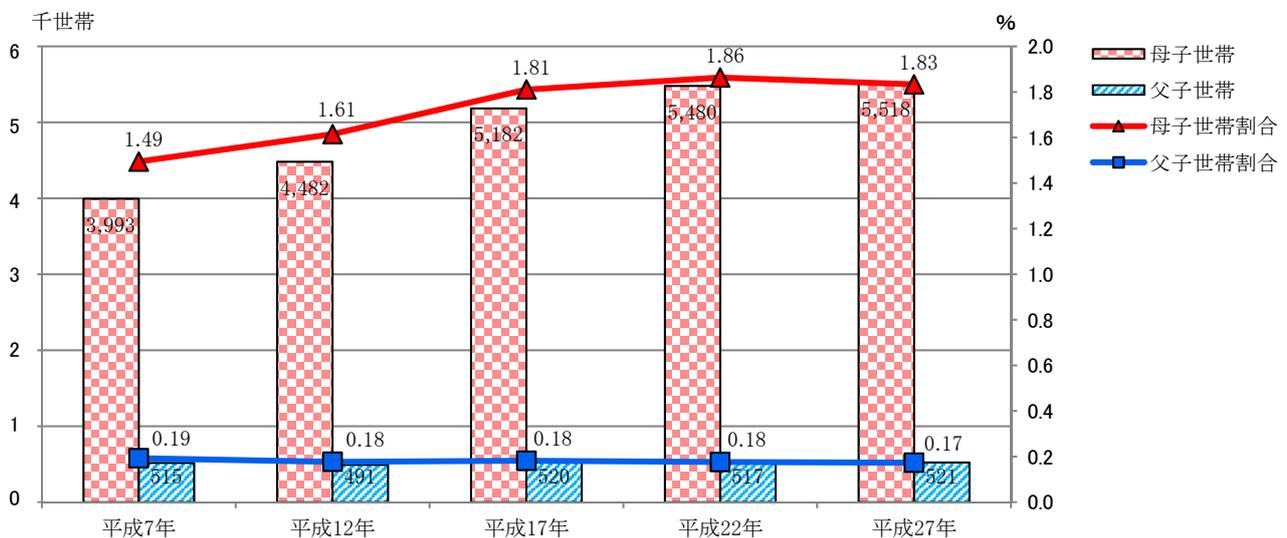
表一六 母子世帯・父子世帯の増減 (参考:母子世帯・父子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)の増減)

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	世帯数(世帯)	一般世帯に占める割合(%)	世帯数(世帯)	一般世帯に占める割合(%)	増減数	増減率(%)
総数(一般世帯)	301,009	100.0	294,120	100.0	6,889	2.34
母子世帯	5,518	1.83	5,480	1.86	38	0.69
父子世帯	521	0.17	517	0.18	4	0.77
母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	8,723	2.90	8,829	3.00	△ 106	△ 1.20
父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	1,690	0.56	1,833	0.62	△ 143	△ 7.80

注 1)「母(父)子世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女(男)親と子供から成る世帯」のうち、未婚、死別又は離別の女(男)親と未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯である。

注 2)「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」とは、上記の「母(父)子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員(20 歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯である。

図一六 母子世帯・父子世帯の推移(平成7年～)



市町別に一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合をみると、母子世帯では、唐津市で2.22%と最も高く、次いで、鹿島市(2.13%)、吉野ヶ里町(2.08%)などとなっている。

一方、母子世帯の割合が最も低いのは太良町の0.95%で、次いで、白石町(1.02%)、神崎市(1.35%)などとなっている。

図-6 市町別 母子世帯の割合(平成27年)

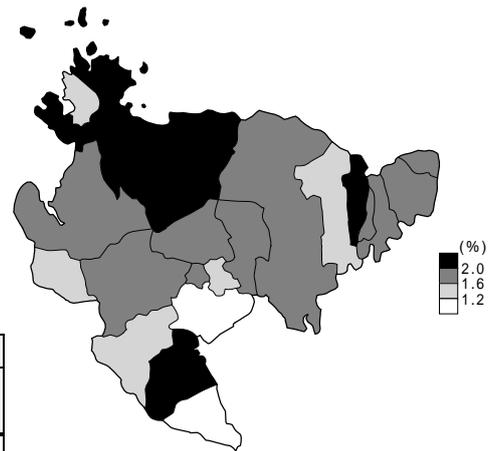


表-7 市町別 母子世帯の割合(上位、下位5位)(平成27年)

順位	上位		下位	
	市町名	一般世帯に占める割合(%)	市町名	一般世帯に占める割合(%)
1	唐津市	2.22	太良町	0.95
2	鹿島市	2.13	白石町	1.02
3	吉野ヶ里町	2.08	神崎市	1.35
4	伊万里市	2.00	江北町	1.46
5	多久市	1.92	有田町	1.48

一般世帯に占める父子世帯の割合が最も高いのは、みやき町(0.35%)で、次いで、大町町(0.27%)、伊万里市(0.22%)などとなっている。

一方、父子世帯の割合が最も低いのは太良町の0.07%で、次いで、基山町(0.08%)、白石町(0.10%)などとなっている。

図-7 市町別 父子世帯の割合(平成27年)

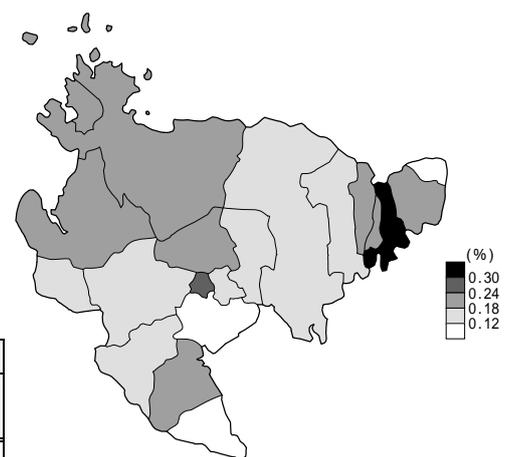


表-8 市町別 父子世帯の割合(上位、下位5位)(平成27年)

順位	上位		下位	
	市町名	一般世帯に占める割合(%)	市町名	一般世帯に占める割合(%)
1	みやき町	0.35	太良町	0.07
2	大町町	0.27	基山町	0.08
3	伊万里市	0.22	白石町	0.10
4	上峰町	0.22	有田町	0.13
5	玄海町	0.21	嬉野市	0.13

2 母子世帯

母親の配偶関係別に母子世帯をみると、「未婚」が 583 世帯(母子世帯の 10.57%)、「死別」が 388 世帯(同 7.03%)、「離別」が 4,547 世帯(同 82.40%)となっている。

平成 22 年と比較すると、「未婚」は 204 世帯(53.83%)の増加、「死別」は 50 世帯(11.42%)の減少、「離別」とは 116 世帯(2.49%)の減少となっている。

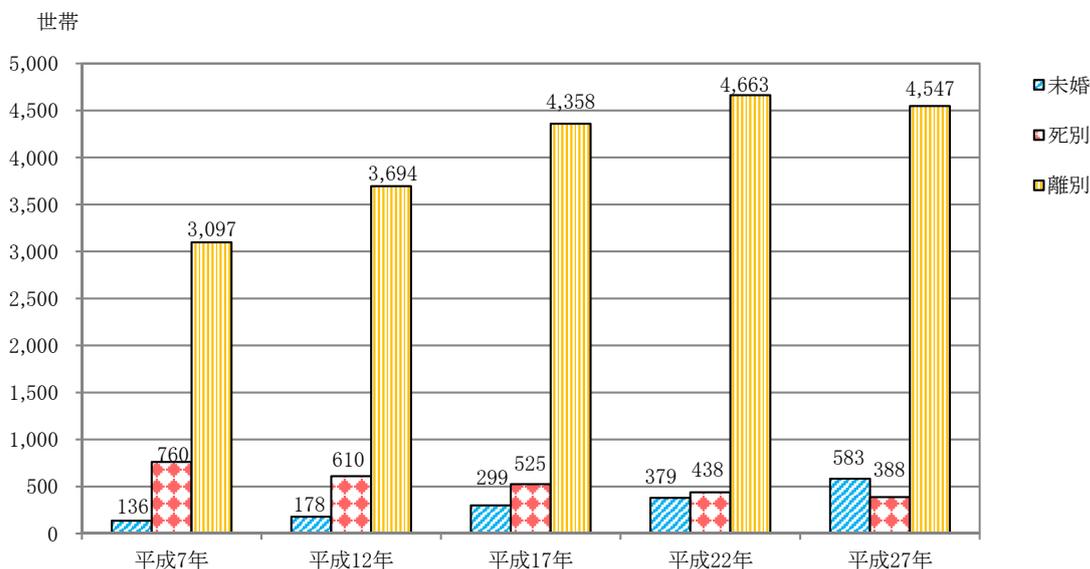
平成 7 年からの推移をみると、「離別」は平成 22 年まで増加傾向にあったが、平成 27 年では減少となった。また、「死別」は一貫して減少している。

表－9 母親の配偶関係別 母子世帯の増減 (参考:母子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)の増減)

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	母子世帯(世帯)	構成比(%)	母子世帯(世帯)	構成比(%)	増減数(世帯)	増減率(%)
総数	5,518	100.0	5,480	100.0	38	0.69
未婚	583	10.57	379	6.92	204	53.83
死別	388	7.03	438	7.99	△50	△11.42
離別	4,547	82.40	4,663	85.09	△116	△2.49

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	母子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)(世帯)	構成比(%)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)(世帯)	構成比(%)	増減数(世帯)	増減率(%)
総数	8,723	100.0	8,829	100.0	△ 106	△ 1.20
未婚	1,234	14.15	927	10.50	307	33.12
死別	554	6.35	663	7.51	△109	△16.44
離別	6,935	79.50	7,239	81.99	△304	△4.20

図－8 母親の配偶関係別 母子世帯数の推移(平成7年～)

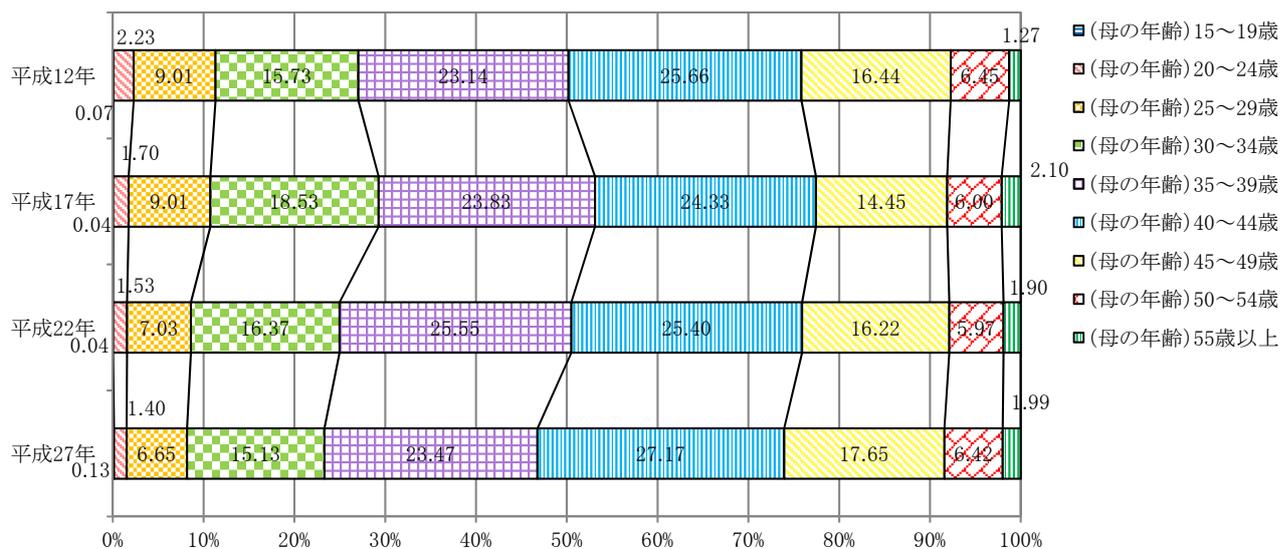


注)平成 7 年～17 年の未婚は、総数から死別、離別を除いた世帯数である。

親の年齢別に母子世帯をみると、「母の年齢 15～19 歳」が 7 世帯(母子世帯に占める割合 0.13%)、「20～24 歳」が 77 世帯(同 1.40%)、「25～29 歳」が 367 世帯(同 6.65%)、「30～34 歳」が 835 世帯(同 15.13%)、「35～39 歳」が 1,295 世帯(同 23.47%)、「40～44 歳」が 1,499 世帯(同 27.17%)、「45～49 歳」が 974 世帯(同 17.65%)、「50～54 歳」が 354 世帯(同 6.42%)、「55 歳以上」が 110 世帯(同 1.99%)となった。

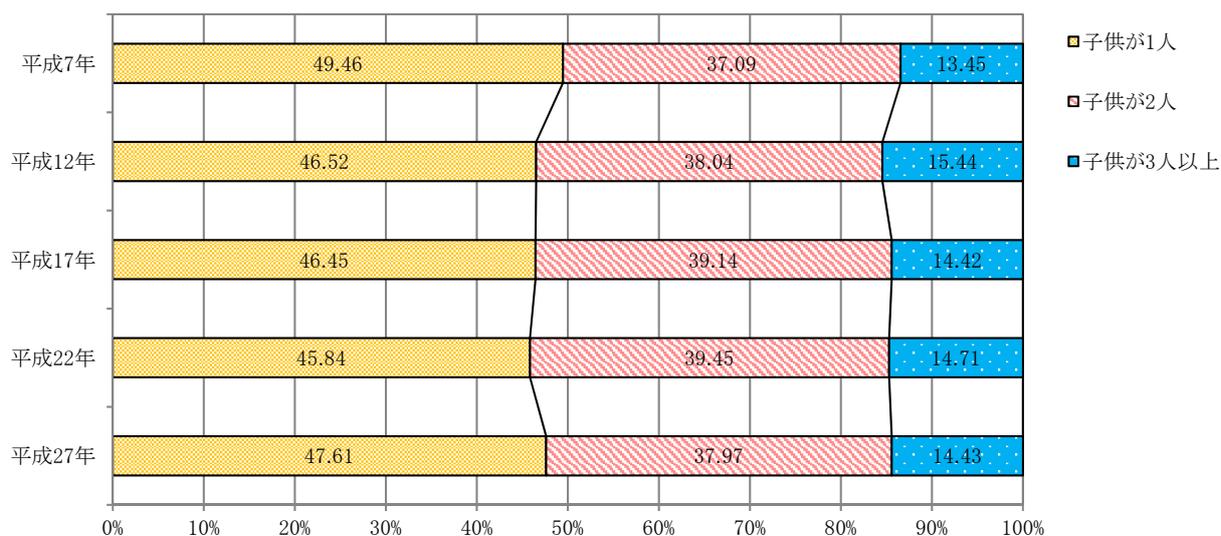
平成 12 年からの母親の年齢別母子世帯数の割合の推移をみると、「母の年齢 20～24 歳」及び「母の年齢 25～29 歳」の階層での母子世帯の割合は減少傾向にある。

図－9 母親の年齢別 母子世帯数の推移(平成 12 年～)



子供の数別に母子世帯をみると、「子供が 1 人」は 2,627 世帯(母子世帯に占める割合 47.61%)、「子供が 2 人」は 2,095 世帯(同 37.97%)、「子供が 3 人以上」は 796 世帯(同 14.43%)となっている。

図－10 子供の数別 母子世帯数の推移(平成7年～)



3 父子世帯

父親の配偶関係別に父子世帯をみると、「未婚」が 13 世帯(父子世帯の 2.50%)、「死別」が 107 世帯(20.54%)、「離別」が 401 世帯(76.97%)となっている。

平成 22 年と比較すると、「未婚」は7世帯(116.67%)の増加、「死別」は平成 22 年と変わらず、「離別」は 3 世帯(0.74%)の減少となっている。

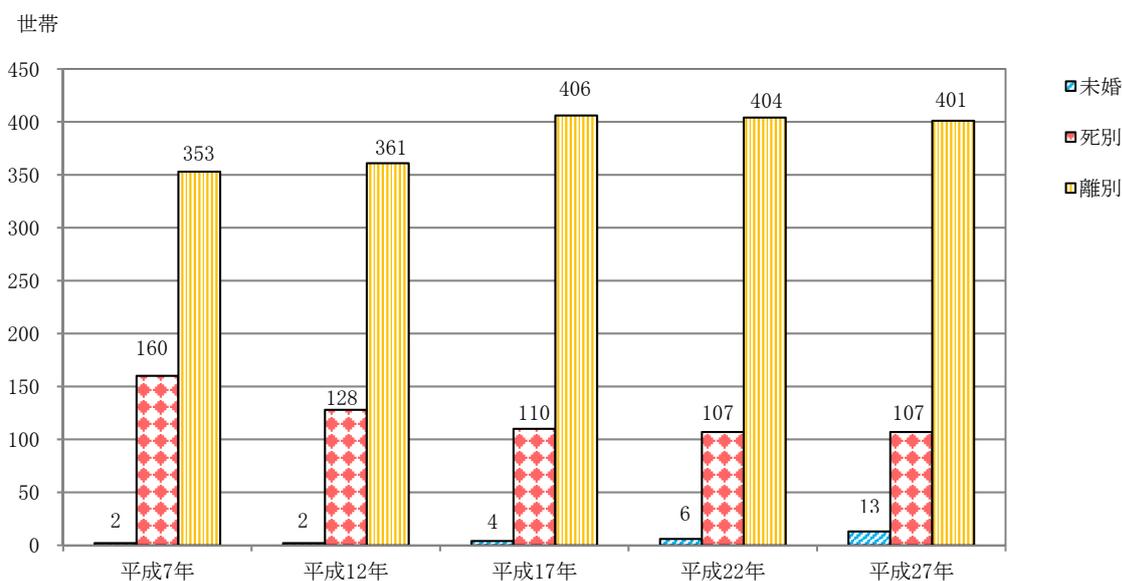
平成 7 年からの推移をみると、「死別」は減少傾向であるのに対し、「未婚」は増加傾向にある。

表－10 父親の配偶関係別 父子世帯の増減(参考:父子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)の増減)

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	父子世帯(世帯)	構成比(%)	父子世帯(世帯)	構成比(%)	増減数(世帯)	増減率(%)
総数	521	100.0	517	100.0	4	0.77
未婚	13	2.50	6	1.16	7	116.67
死別	107	20.54	107	20.70	0	0.00
離別	401	76.97	404	78.14	△3	△0.74

	平成 27 年		平成 22 年		対前回	
	父子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)(世帯)	構成比(%)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯も含む)(世帯)	構成比(%)	増減数(世帯)	増減率(%)
総数	1,690	100.0	1,833	100.0	△ 143	△ 7.80
未婚	333	19.70	335	18.28	△2	△0.60
死別	201	11.89	210	11.46	△9	△4.29
離別	1,156	68.40	1,288	70.27	△132	△10.25

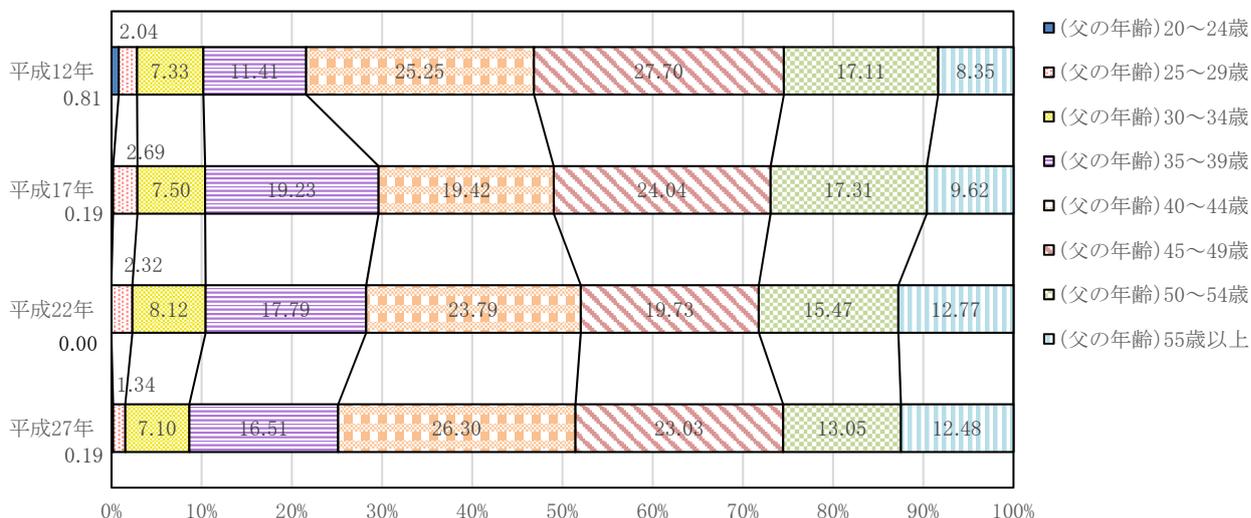
図－11 父親の配偶関係別 父子世帯数の推移(平成7年～)



注)平成 7 年～17 年の未婚は、総数から死別、離別を除いた世帯数である。

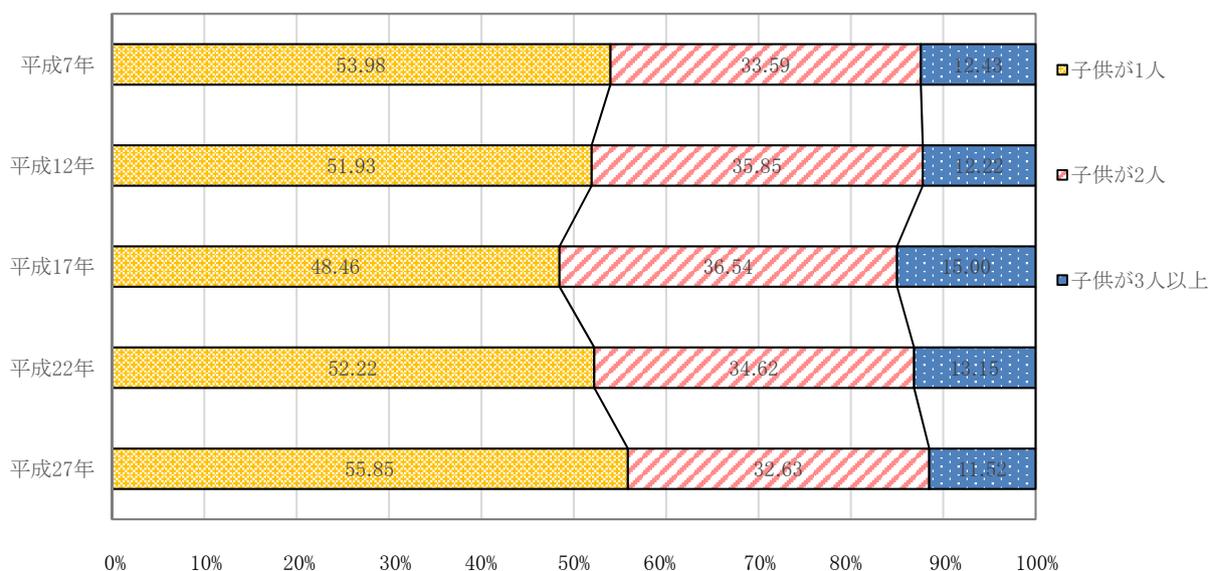
親の年齢別に父子世帯をみると、「父の年齢 20～24 歳」が 1 世帯(父子世帯の 0.19%)、「25 歳～29 歳」が 7 世帯(同 1.34%)「30～34 歳」が 37 世帯(同 7.10%)、「35～39 歳」が 86 世帯(同 16.51%)、「40～44 歳」が 137 世帯(同 26.30%)、「45～49 歳」が 120 世帯(同 23.03%)、「50～54 歳」が 68 世帯(同 13.05%)、「55 歳以上」が 65 世帯(同 12.48%)となった。

図—12 父親の年齢別 父子世帯の推移(平成 12 年～)



子供の数別に父子世帯をみると、「子供が 1 人」は 291 世帯(父子世帯に占める割合 55.85%)、「子供が 2 人」は 170 世帯(同 32.63%)、「子供が 3 人以上」は 60 世帯(同 11.52%)となっている。

図—13 子供の数別 父子世帯数の推移(平成7年～)



Ⅲ 親子の同居・非同居

1 親との同居

佐賀県の総人口(832,832人)を親との同居・非同居別にみると、「同居していない」が493,355人(総人口(同居しているか否か判定できない人を除く。)に占める割合59.43%)で、「同居している」が336,792人(同40.57%)となっている。

平成22年と比較すると、「同居していない」の占める割合は1.98ポイントの上昇となっており、平成12年からの推移をみても、一貫して上昇している。一方、「同居している」の占める割合は7.63ポイントの低下となり、平成12年から一貫して低下している。

全国と比較すると、佐賀県は同居している人の割合が高く、全国平均33.76%を上回り、全国順位は5位となっている。

表-11 親との同居・非同居別人口の増減

	平成27年		平成22年		対前回	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
総数	832,832	100.0	849,788	100.0	△16,956	△2.00
同居している	336,792	40.57	364,598	42.98	△27,806	△7.63
同居していない	493,355	59.43	483,760	57.02	9,595	1.98

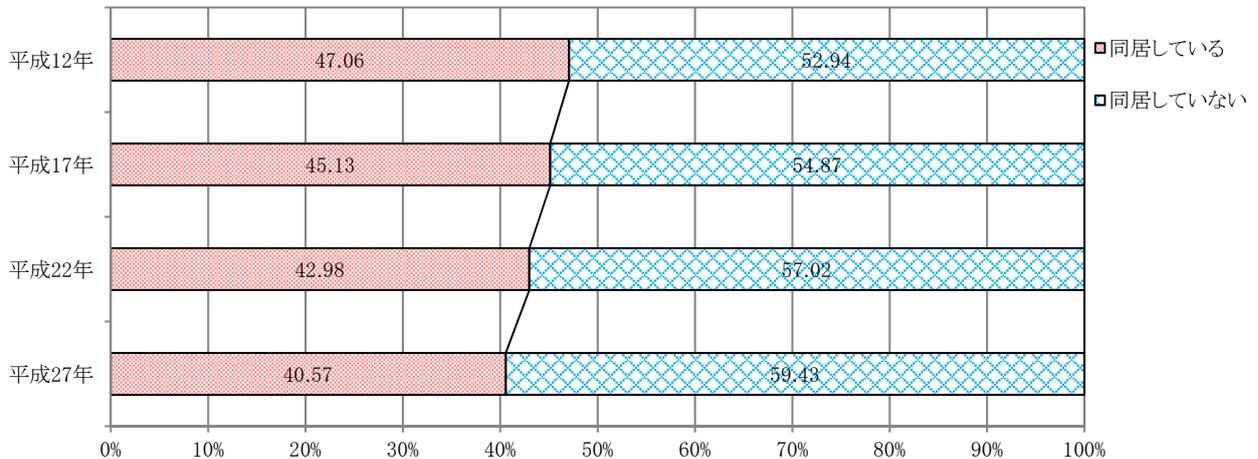
注1) 総数には同居しているか否か判定できない人を含む。

注2) 構成比は総人口から「同居しているか否か判定できない人」を除いて算出している。

注3) 「同居していない」には「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「施設等の世帯」等の世帯員も含む。

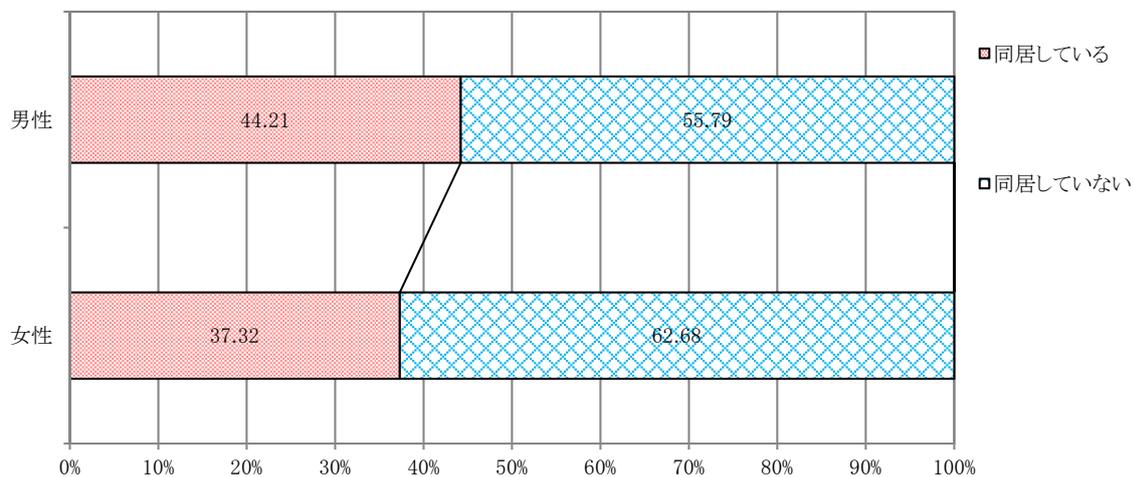
注4) 「同居している」は、本人からみて、親又は配偶者の親がいると判定できる人に限る。

図-14 親との同居・非同居別人口割合の推移(平成12年～)



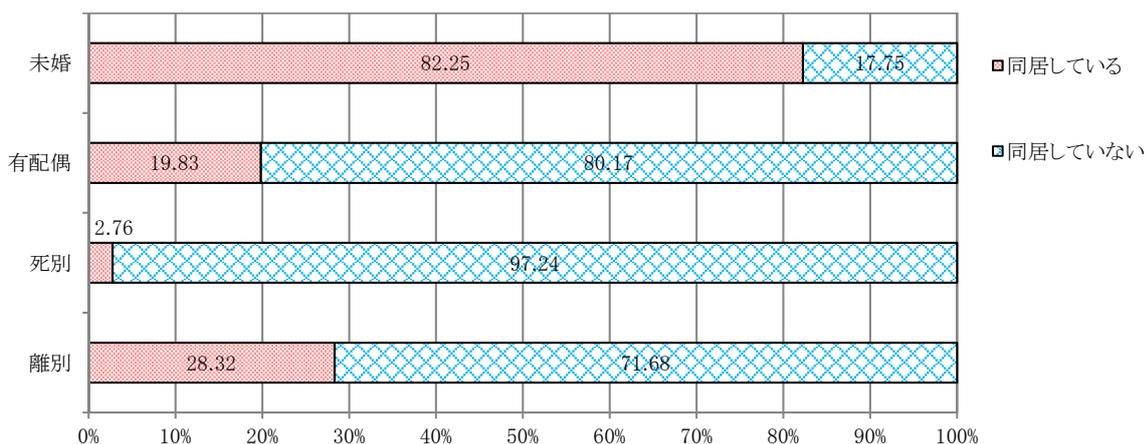
親との同居・非同居別人口割合を男女別にみると、男性は親と「同居している」が 173,200 人(男性人口(同居しているか否か判定できない人を除く。)の 44.21%)、女性は親と「同居している」が 163,592 人(女性人口(同居しているか否か判定できない人を除く。)の 37.32%)となっており、男性は女性に比べ親との同居の割合が高くなっている。

図－15 男女別 親との同居・非同居別人口割合(平成 27 年)



親との同居の割合を配偶関係別にみると、「未婚」では 82.25%、「有配偶」では 19.83%、「死別」では 2.76%、「離別」では 28.32%となっており、「未婚」のみ、「同居している」割合が「同居していない」割合を上回っている。

図－16 配偶関係別 親との同居・非同居別人口割合(平成 27 年)



用語の解説

1. 母子世帯・父子世帯

「母子世帯」は、未婚、死別又は離別の母親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯をいい、「父子世帯」は、未婚、死別又は離別の父親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯をいう。したがって、「母(父)子世帯」には、20 歳以上の子供が 1 人でもいる世帯や、父(母)親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に女(男)親と子供のみとなっている世帯は含めていない。

また、平成 22 年調査から、上記の「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員(20 歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」として表章している。

2. 親子の同居・非同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる人が同一世帯内にいる場合である。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる人が同一世帯内にいる場合である。